

JNET NEWSLETTER

U.S. business update for Japanese companies

Issue 4 – 2014 JAPANESE EDITION

Contents

国別事業立地選定ガイド2014年版	. 1
グローバル製造業の展望「パフォーマンスに照準をあてる」	4
地平線を越えて:コーポレート・カウンセルの限りない取り組み	6
会計・監査アップデート	7
税務アップデート	10







国別事業立地選定ガイド2014年版

事業立地選定ガイド

2014年版の国別事業コスト調査では、オーストラリア・カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・日本・メキシコ・オランダ・英国・米国の計10ヶ国、100以上の都市における立地競争力を比較しています。今回は初めて米国における調査対象地域を拡大し、人口200万人以上の都市(metro area)すべてを調査対象としました。

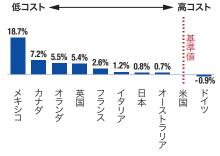
2014年までの10年間を分析期間として、立地により異なると予想される主な26のコスト項目について、7つのサービスセクター(B to B)と12の製造セクターを対象に総合的な事業コストの比較分析を行っています。

「国別事業コスト調査」報告書では、事業における立地魅力度にも影響する可能性がある各種非コスト要因についても比較しています。労働力の需給状況や労働者のスキル、経済情勢、イノベーション、インフラストラクチャー、規制環境、さらには生活費や生活の質といった個人的な要因なども含めた様々な側面について比較検討を行っております。

本調査 (Competitive Alternatives) は、北米・欧州・アジア太平洋における国別事業 (立地) コストを比較した総合的なガイドであり、事業コストが最も有利になる国際的な立地を探している企業にとって貴重な情報を多く取り上げています。

2014年版の調査結果

国別事業コスト調査は、米国4大都市圏 (ニューヨーク・ロサンゼルス・シカゴ・ダラス-フォートワース)の調査結果を基準値と し、他の国々と比較を行っています。



米国と比較したコストの有利/不利(%) 出所: Competitive Alternatives, KPMG LLP (Canada), 2014

調査対象国の中で事業コストが最も低かったのはメキシコです。2014年において基準国である米国を18.7%下回っています。これは2010年の調査結果とほぼ変わっておらず、2010年から2014年の4年間におけるメキシコ・ペソの安定的な推移と共に、事業コスト上の優位性を保っています。

カナダは調査対象10ヶ国中事業コストの低さで第2位となっており、基準国である米国を7.2%下回りました。その結果、オランダと英国を抜き、事業コストの優位性を2010年以前に戻しています。

オランダ(3位)と英国(4位)の事業コストは同程度で、基準国である米国をそれぞれ5.5%、5.4%下回っています。今回の調査では両国の順位は入れ替わっていますが、実質的には2年前の調査結果と変わりありません。

フランスとイタリアは、それぞれ第5位、第6位で、引き続き事業コスト上の競争力は平均程度となっています。

残りの4ヶ国は非常に近い結果となりました。この4カ国の事業コストは近年急速に近似しつつあり、基準国である米国の上下1%以内となっています。日本とオーストラリアの事業コストは2012年以降米国を下回っており、ドイツのみ米国を上回っています。

日本の大幅な躍進

本年度の調査での大きな特徴は、日本の競争力の大きな変化です。日本は、調査対象10ヶ国中7位となり、1999年以降初めて米国を事業コスト上の優位性で上回りました。

2000年代は円高傾向であり、かつ長期にわたり低インフレ率が続いたため、日本の競争力は徐々に高まっていきましたが、過去2年間の円安のため、日本のコスト競争力の在り方は新たな局面を迎えようとしています。

鍵となるコスト

労働コストはすべての業種において、事業(立地)関連コスト要因の内大きな割合を占めることとなります。サービス業では75~90%程度、製造業では45~60%程度が労働コストとなります。

労働コストは42の職種に基づき比較しており、業種により大きな差が生じています。今回の事業コスト調査では、給与、法定給付(給与税・公的年金・医療保険など)、雇用者から通常支給されるその他の手当も労働コストとしています。その結果、総労働コストの低さはメキシコが大差の1位で、英国・カナダ・イタリアと続きます。

設備コストは、地域や業種により異なるコストです。

- サービス業では事業所のリースに係る コストが、立地関連コストの9%を占めて います。事業所のリースコストが最も低 かったのは、オランダ・メキシコ・ドイツ です。
- 製造業では、工場リースコスト等の施設保有コストが立地関連コストの4%を占めています。これら施設保有コストが最も低かったのは、米国・オランダ・メキシコです。

輸送コストは業種によって大きく異なりますが、製造業では、立地関連コストの7~24%を占めます。輸送コストが最も低かったのは、日本・米国・ドイツとなっています。

立地関連コストのうち、公共料金関連コストの占める割合は最高でも8%です。電力コストが最も低かったのが米国・カナダ・オランダであり、天然ガスコストはメキシコ・米国・カナダが最も低くなっています。

税金関連コスト

税金関連コストが立地関連コスト全体に 占める割合は、最高で14%です。実効法人 税率は、通常適用される税額控除および 優遇税制措置を考慮したうえで計算され ており、事業セクターによって異なります。

- デジタル・サービスセクターでは、カナダ ・英国・フランスの実効法人税率が最も 低くなっています。
- 研究開発セクターでは、調査対象国の 多くで研究開発優遇税制措置を講じて おり、多額の研究開発投資を行う事業 セクターでは、フランス・オランダ・カナダ の実効法人税率が最も低くなっています。
- サービスセクターでは、英国・カナダ・オランダの実効法人税率が最も低くなっています。
- **製造業**では、英国・カナダ・オランダの 実効法人税率が最も低くなっています。

為替レート

この調査の結果は、為替レートの動きに左右されます。使用した為替レートは、以下のとおりです。

為替レート1			
	2012年版	2014年版 ²	変化2
豪ドル	0.99	1.08	-8.3%
カナダ・ドル	1.02	1.05	-2.9%
ユーロ	0.74	0.73	1.4%
円	77.33	100.43	-23.0%
メキシコ・ペソ	13.64	13.02	4.8%
英ポンド	0.64	0.62	3.2%

- 1. 1米ドル当たり
- 2. 2013年10~ 12月の平均為替レート
- 3. 米ドルに対する2年間の上昇/下落

事業コストのトレンド

調査対象の10ヶ国の過去2年間の事業コストの変化について、下表にまとめました。 通貨の下落に伴い、日本とオーストラリア における事業コストの変化が最も大きくなっています。

事業コスト指数				
	2012年版	2014年版	変化1	
オーストラリア	103.7	99.3	-4.4	
カナダ	95.0	92.8	-2.2	
フランス	96.1	97.4	+1.3	
ドイツ	100.1	100.9	+0.8	
イタリア	97.9	98.8	+0.9	
日本	109.4	99.2	-10.2	
メキシコ	79.0	81.3	+2.3	
オランダ	94.7	94.5	-0.2	
英国	94.5	94.6	+0.1	
米国	100.0	100.0	_	

1. コスト指数の上昇は、2012年以降の相対的な事業コストの増加を意味します。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

国別事業立地選定ガイド2014年版 (和文)>

http://www.kpmg.com/US/en/industry/Japanese-Practice/Documents/2014-issue4/Competitive%20Alternatives%202014%20(J).pdf

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された本文は関係当局からの情報に基づく一般的な性質のものであり、変更される場合があります。特定の状況への適用についてご質問がある場合には、KPMG LLPの御社税務担当者にご相談下さい。尚、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません





グローバル製造業の展望「パフォーマンスに照準をあてる」

2014年グローバル製造業の展望「パフォーマンスに照準をあてる」レポートでは、製造業者が企業全体の価値とパフォーマンス向上のために実行する戦略の継続的な進化を探りました。

調査結果が示すように、テクノロジーと材料学の急速な発展、先進製造技術とシナジーオペレーティングモデルは、「可能な技術」の定義を書き変え、製造業者が競争し成功する方法を変化させています。

製造業における重点項目は昨年に引き続き圧倒的に「利益性の高い成長」です。今年の「グローバル製造業の展望(GMO)」では、利益性の高い成長を達成するための様々な戦略を特定しました。サプライチェーンの透明性と可視性を高め、データの利用や分析法、ビジネスインテリジェンスツールを向上させ、新技術を統合し、今まで以上にパートナーシップと協働的なビジネスモデルへの注力を続けることが、これらの戦略の中心になります。

しかし新しい戦略はまた、新たな課題と複雑さをもたらします。今年のレポートによれば、これらのビジネスモデルやツール、テクノロジーの力を活用して、データの増殖による複雑さと業界全体で加速していく変化と圧倒的な革新を最終的に乗り越えていくには、まだ成すべくことが数多くあることは明らかです。

2014年報告書の主な発見事項は以下のと • 回答者の過半数が、今後3~5年でサプおりです。 ライチェーンの世界的な統合を達成でき

• 製造業者は、製品コストと収益性の把握に焦点を当てている。回答者のうち、製品の収益性を「非常に効率的」に算定していると回答したのは、わずか12%でした。多くが、利益とコストの情報に関するシステムとプロセスの強化に中〜大規模な投資を行うつもりであると答えています。半数以上が、製品コストと収

益性をリアルタイムで測ることができる プロセスとシステムの採用に今後2年間 にわたり中~高の優先度を与える予定だ と答えています。

- 企業は、製品開発戦略を再検討している。 回答企業は、画期的イノベーションのための支出を強化し、推進するとともに、 新しい協働的なビジネスモデルを展開して競争上の優位性を生み出そうとしています。回答者の70%が、研究開発費を倍増させると回答しました。同時に88%が、社内の活動ではなくパートナーシップが今後の革新をもたらすであろうと答えています。チクノロジーも重要な役割を担います。4分の3の回答者が、R&D部門における意思決定支援技術をより優れた形で活用すると答えています。
- サプライチェーンの透明性と可視性は、引き続き製造業者にとって重要な課題である。40%の回答者が、拡大したサプライチェーンで可視性が不足していると認めており、33%がその理由を不適切なITシステム、もしくはスキル不足のいずれかであるとしています。当社の調査では、サプライチェーンの可視性の向上は多くの場合、製造業者とトップティアサプライヤーとの間のより強固な関係と、バリューチェーン全体でより多くのリアルタイムデータを共有することへの意欲から得られることが示されています。
- 回答者の過半数か、今後3~5年でサフライチェーンの世界的な統合を達成できると考えている。半分以上の回答者が、そのサプライチェーンにおいて全社的に、グローバルな需要計画とグローバルな生産能力計画テクノロジーを採用していると答えています。4分の3以上が、彼らと最上位サプライヤーとの関係は、生産能力と需要のデータをリアルタイムで共有するに十分なほど強力なものであると述べています。

グローバル製造業の展望「パフォーマンスに照準をあてる」

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

2014年グローバル製造業の展望「パフォーマンスに照準をあてる」(英文) >

http://www.kpmg.com/US/en/industry/Japanese-Practice/Documents/2014-issue4/2014GlobalManufacturingOutlookPerformanceinthecrosshairs%20(J).pdf

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された本文は関係当局からの情報に基づく一般的な性質のものであり、変更される場合があります。特定の状況への適用についてご質問がある場合には、KPMG LLPの御社税務担当者にご相談下さい。尚、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません。





連絡先



Kathryn Britten Global Head of Legal Service Sector **KPMG LLP**



David Eastwood Global Head of Contract Compliance **KPMG LLP**

地平線を越えて:コーポレート・カウンセルの限りない取り組み

KPMGは長きに渡り、ゼネラル・カウンセルの役割について考察してきました。

2012年、当社は世界中のゼネラル・カウン セル(法務顧問、以下GC)を対象とした電 話調査に基づき、GCがいかにリスクをメリ ットへと転換しているかをまとめた、グロー バル調査報告書「Beyond the Law」を公 表しました。2014年の分析においては、前 述調査からいくつかの検出事項をさらに掘 り下げ、欧州・北米・アジア太平洋地域の GC及びその他のシニア・カウンセルを対象 に行われた、より踏み込んだ内容のインタ ビュー結果が盛り込まれています(2ページ 参照)。

2012年の分析ではGCには事業運営上、 より重要な役割を果たすことが求められて おり、具体的には法務関連に特化したアド バイザーから経営アドバイザーへと変わり つつあることが明らかになりました。また GCの役割が拡大した結果直面することと なった課題も浮き彫りになりました。2014 年の分析では、2012年調査で浮上したテ ーマをより深く調査することにより、GCが さまざまなリスクをどのように管理し、企業 運営を導いているのかを解明しています。 につれ、取締役会や経営幹部のGCに対す また今回実施したインタビューの内容を通 じて、いかに多くのGCがリスク管理や事業

戦略といった、厳密には専門外の課題にま で関与するようになったかが明らかになり ました。このように、今後も役割が拡大する につれ、取締役会や経営幹部のGCに対す る期待はさらに高まり、GCの飽くなきチャ レンジは今後も続くと言えるでしょう。

2012年の分析ではGCには事業運営上、 より重要な役割を果たすことが求められて おり、具体的には法務関連に特化したアド バイザーから経営アドバイザーへと変わり つつあることが明らかになりました。また GCの役割が拡大した結果直面することと なった課題も浮き彫りになりました。2014 年の分析では、2012年調査で浮上したテ ーマをより深く調査することにより、GCが さまざまなリスクをどのように管理し、企業 運営を導いているのかを解明しています。 また今回実施したインタビューの内容を通 じて、いかに多くのGCがリスク管理や事業 戦略といった、厳密には専門外の課題にま で関与するようになったかが明らかになり ました。このように、今後も役割が拡大する る期待はさらに高まり、GCの飽くなきチャ レンジは今後も続くと言えるでしょう。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

地平線を越えて:コーポレート・カウンセルの限りない取り組み(英文)>

http://www.kpmg.com/US/en/industry/Japanese-Practice/Documents/ 2014-issue4/Over%20the%20Horizon.pdf

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。





連絡先



前川 武俊 **KPMG LLP** 監査部門パートナー E: tmaekawa@kpmg.com

会計・監査アップデート

「会計·監査アップデート」では、毎号、米 Defining Issues 14-36 > 国の会計・監査に関する基準やその他の 動きで、在米日系企業の皆様に関心があ るかと思われる事柄に関する最新情報を 提供しています。詳細は、当社 Department of Professional Practice 発行の『Defining Issues』 をご参照ください。

http://search.kpmginstitutes.com/?bigi =1&q=Defining+Issues&x=0&y=0

FASB-持分投資の会計処理及びコア預金 に関する開示についての暫定決定

FASBは、2014年7月30日のボード会議 において、持分証券への投資の公正価値の 変動をその他の包括利益に計上しないこと、 公開営利企業に対しコア預金債務残高及 びコア預金債務残高の過去実績に基づく 加重平均残存期間の開示をコア預金勘定 の重要なタイプ別に行うことを義務付ける ことを暫定決定しました。

Defining Issues 14-35 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/ dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/ 2014/DI-14-35_equity_investments.pdf

FASBとIASBー新しい収益認識基準の税 務会計への潜在的な影響

FASBとIASBが2014年5月に共同で公表 した新しい収益認識基準による収益認識 のタイミングや金額の変更は、法人税及び 他の種類の税金の算定及び財務報告に影 響を与える可能性があります。

収益に関する財務報告の変更は、以下の 事項により税務会計に影響を与える可能 性があります。

- 税務会計の方法が変更されることによる 早期の課税所得化
- 財務報告目的の法人税に関する現行の 会計上の一時差異の創出または変更
- 移転価格戦略及び文書化の変更の必要
- 法人税の税務会計及び財務会計に関連 する方針、システム、プロセス及び内部 統制の更新の必要性
- 収益が製品及びサービスの間で分類し 直されることによる売上税または物品税 の変動

http://www.kpmg-institutes.com/content/ dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/ 2014/defining-issues-14-36-revenue-taximplications.pdf

FASB-負債証券の減損及び信用損失の 測定に関する再審議

FASBは、2014年8月13日に開催したボ ード会議において、金融商品の減損に関す るFASB会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案についての 再審議を継続し、(1)残存期間にわたる予 想信用損失モデルを負債証券に適用する か否か、及び(2)予想信用損失の測定につ いて討議しました。FASBは、売却目的証 券に分類される負債証券に対して引き続き 一時的でない減損(Other-Than-

Temporary Impairment, OTTI)モデル を適用すること、したがって、予想信用損失 モデルの適用範囲からは除外することを暫 定的に決定しました。信用損失の適時認 識に関する懸念事項に対応するため、現行 のOTTIモデルを一部修正する予定です。

Defining Issues 14-37 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/ dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/ 2014/defining-issues-14-37-impairment.

FASB-持分投資の減損、組込デリバティ ブに関する開示を検討

FASBは、2014年8月20日に開催したボ ード会議において、金融商品の分類及び 測定に関するFASB会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU)案についての再審議を継続し、公正 価値で測定しその変動を純利益に計上す る(FV-NI)以外の持分証券への投資の減 損について討議しました。FASBは、観察 可能な価格変動を調整した減損金額を控 除した原価で測定する持分投資を評価する ために、1ステップによる減損モデルを利用 することを確認しました。

FASBはまた、区分処理される組込デリバ ティブを含む複合金融商品に関する開示 の強化について討議し、この論点を既存の プロジェクトの一環または別のプロジェク トとして公開草案を公表しコメントを募集

することを決定しました。

Defining Issues 14-38 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-38-impairment-equity.pdf

FASB-ASU案「クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払った手数料の会計処理」を公表

FASBは、2014年8月20日に、ASU案「クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払った手数料の会計処理」を公表しました。このASU案は、クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払う料金に、ソフトウェア・ライセンス、サービスまたはその両方が含まれる場合の顧客の会計処理についてのガイダンスを提供しています。

Defining Issues 14-39 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-39-cloud-computing.pdf

FASB-ASU第2014-15号「継続企業: 継続企業の前提の不確実性に関する開示」 を公表

FASB は、2014年8月に、ASU第2014-15号「継続企業:継続企業の前提の不確実性に関する開示」を公表しました。ASU第2014-15号は、継続企業の前提を評価する方法について記述し、その情報に関する開示規定を定めています。この基準書は、現行の監査基準とともに利用することになるガイダンスを提供しています。ASU第2014-15号はすべての企業に対して、2016年12月16日以降終了する最初の事業年度及びそれ以降の期中報告期間から適用されます。

Defining Issues 14-40 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/DI-14-40_going_concern.pdf

SEC-資産担保証券に関する規則を承認

SECは、2014年8月に、全会一致で Regulation ABに関する資産担保証券 (ABS)の最終規則及び改訂(ABII)を承 認しました。最終規則は、金融危機に対応 し、ストラクチャード・ファイナンス商品市 場に関する規制当局の懸念に応え、ABS に関する開示、報告及び募集・売出しプロ セスを強化することにより、投資家の信頼 を回復しようとしています。

Defining Issues 14-41 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-41-abs.pdf

SECスタッフー収益認識の遡及適用に関する負担を軽減

SECスタッフは、2014年9月11日、SEC 登録企業に対して、新しい収益認識基準 を財務諸表がカバーする期間のみに遡及 適用することに異議を唱えないとしました。 Regulation S-Kのもとでは、SEC登録企 業は、財政状況及び経営成績の重要な趨 勢を明らかにするために、少なくとも5年 間の主要財務データを開示しなければな りません。SECスタッフのガイダンスは、す べての主要財務データの表示期間におい て、表示は財務諸表と整合していることが 一般に期待されるとしていますが、SECス タッフは、財務諸表がカバーする期間以前 の財務データが遡及修正されていないこ とが明確に開示されている限り、財務諸表 がカバーする期間のみに新しい基準を適 用する場合も異議を唱えないとしています。

Defining Issues 14-43 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-43-sec-relief-retrospective-adopters.pdf

EITF - 2つの最終コンセンサスと2つの コンセンサス案を承認

Defining Issues 14-44は、FASBの発生問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force, EITF) が2014年9月18日の会議において4つの論点について討議したことに関するものです。

EITFは、以下の最終コンセンサスを承認 しました。

- 特定の状況における新しい会計の基礎 (プッシュダウン)の認識(EITF論点12-F)
- 株式の形式で発行された複合金融商品 に含まれる主契約が負債と資本のいずれ により類似しているかの判断(EITF論点 13-G)

EITFはまた、以下の論点についてコンセンサス案に至りました。

 MLP(Master Limited Partnership) のドロップダウン(dropdown)取引の過 去の1口当たり利益の影響 (EITF論点 14-A)

純資産価値により測定される特定の投資に関する公正価値ヒエラルキーのレベル(EITF論点14-B)

Defining Issues 14-44 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-44-eitf.pdf

FASB-簡素化に関する2つのASU案を 公表

Defining Issues 14-45は、FASBが2014年10月14日に公表した以下の2つのFASB会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案に関するものです。これらは、U.S. GAAPにおける不必要な複雑さを軽減するためのイニシアチブの一環として公表されました。

- 社債発行コストは、社債の割引料に関する会計上の取扱いと整合するように、借入債務からの直接の控除として貸借対照表に表示されます。
- 会計年度末が月末と重ならない雇用主に対して、その企業の会計年度末に最も近い月末を利用して確定給付年金債務及び年金・資産を測定することを認める実務上の簡便法を提供します。

Defining Issues 14-45 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-45-fasb-issues-two-simplification-drafts.pdf

FASB/IASB-リース会計に関する再審 議は最終段階へ-分かれる見解

FASBとIASB(以下「両ボード」)は、2014 年7月及び10月に、リース会計に関する2013 年の会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU) 案について 再審議を行いました。両ボードは、セール ・アンド・リースバック取引、リースの定義 及び貸手の開示について討議しました。 FASBはまた、8月に開催した別の会議に おいて、セール・アンド・リースバック取引 及び、レバレッジド・リースを含む U.S. GAAPのみに適用するASU案の内容につ いて討議しています。2014年3月以来の 合同会議にみられるように、両ボードは、 ASU案の一部の再審議において見解が一 致したものの、重要な領域については合意 に至っていません。

Defining Issues 14-46 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-46-fasb-iasb-redeliberate-leases.pdf

FASB-企業内の資産の移転及び繰延税金の表示に関する法人所得税の会計処理について変更を提案

2014年10月22日に行われたFASB Board会議において、FASBは、企業内の資産の移転に関する税効果の認識を義務付け、すべての繰延税金資産及び負債を区分式財政状態計算書の固定項目に分類する法人所得税の会計処理の変更を提案することを決定しました。このFASB会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案は2015年初めに公表される予定です。

Defining Issues 14-47 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-47-fasb-proposes-changes-income-tax-accounting.pdf

米国アクチュアリー会が退職給付債務に 影響を与える新しい死亡データを公表

米国アクチュアリー会(Society of Actuaries, SOA)は、2014年10月に、最新の死亡率統計表と死亡率改善スケールを公表しました。この最新の死亡データは、米国における平均寿命の伸びを反映しています。企業は、2014年末の財務報告のために米国の確定給付年金制度及び他の退職後給付制度における死亡率を設定する際、SOAの新しい死亡データを検討しなければなりません。

Defining Issues 14-48 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-48-mortality-data.pdf

Defining Issues 14-42 >

http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-42-mortality-data.pdf

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは 各記事に記載されている担当者までご連絡ください。





連絡先



野本 誠 KPMG LLP 税務部門パートナー E: mnomoto@kpmg.com

税務アップデート

「税務アップデート」では、米国の税務に関する立法、司法、 行政動向のうち、在米日系企業に影響が大きいと思われるも のについて最新情報を提供しています。

2014年10月

暫定財務省規則に基づくFATCA適用開始 日を延長

10月10日、IRSは、外国口座税務コンプライ この期限がアンス法(FATCA)に基づく情報開示および さらに、法源泉徴収の規定を変更・調整するために、本 加的な米I年初頭に発行した暫定規則を改正する方針 て取り扱を示した公告を発表しました(Notice 2014 ています。-59)。

この公告では、暫定規則の次の規定の適用 開始日が変更されています。

- 顧客について知るべき基準:源泉徴収義 務者が受益者の外国人としてのステータス が信用できない或いは不正確であると判 断すべき状況について。
- 証憑に関する基準:支払いが米国外でなされたと見なされる場合と、特定の支払いについて受益者の外国人としてのステータスを証明するために必要となる証憑の種類について。

2014年初頭の暫定規則の発行に伴い2014年5月に発表された公告(Notice 2014-33)では、①源泉徴収義務者、外国金融機関、その他特定の事業体がFATCAに準拠するためのIRSによる施行手続、②特定の確認および源泉徴収手続に関して、2014年および2015年は移行年度と位置づけられていました。

今回発表された公告は、この旧公告へのコメントを反映したもので、源泉徴収義務者が新たな法人口座に関する記録の手続を実施する期限を延長し、旧公告の救済措置を拡

大するものです。また、顧客について知るべき基準に関する暫定規則の規定についても、この期限延長を反映して改正される予定です。さらに、法人が保有する債権については、追加的な米国居住者の特徴を状況の変更として取り扱う期日を2015年1月1日に延期しています。

特定の海外での支払いに関する証拠資料の基準については、支払者が暫定規則の規定に基づきシステムを改変する期限が延期されており、2014年7月1日以降2014年12月31日までに開設された口座については、2014年版の暫定規則ではなく、2013年4月に発表された規則の証拠資料に関する規定を適用することが認められます。

連邦租税裁判所:給与額が不適切であるとして試験研究費税額控除を否認

連邦租税裁判所は、試験研究費税額控除の計算上、給与が内国歳入法第174条(e)の要件に照らして適格試験研究費に該当するか否かについて、初の判断を下しました(Suder v. Commissioner, T.C. Memo 2014-201(October 1, 2014))。同条では、「その状況において妥当と考えられる金額」の試験研究費の損金算入が認められています。

本件で争点となったのは、中小企業向けの電話システム技術を開発するSコーポレーションの株主により2004年から2007年に申告された試験研究費税額控除です。 創業者であり株式の90パーセントを保有する

CEOが製品開発の中心的役割を担っていましたが、適格試験研究費のほとんどは CEOへの給与であり、その金額は年間800 万ドルから1,000万ドルに上っていました。

IRSは、4年間の試験研究費税額控除約200万ドルを全額否認しました。

財務省規則では、同様の状況下で同様の事業者により同様の役務に対して通常支払われる金額が妥当と認められると規定されています。租税裁判所は、CEOに支払われた給与が「実際に提供された人的役務に対する妥当な金額の給与等の報酬」について損金算入を認めた内国歳入法第162条(a)(1)の要件を満たしているか否かに焦点を当てて審理を行いました。

専門家の詳しい証言を得て、租税裁判所は、CEOの給与額は妥当とはいえず、妥当な金額は250万ドル程度であると認定しました。また、証言から、CEOの時間の約75パーセントが適格な活動に使われていたことが判明したため、妥当と認められる給与額の75パーセントを適格試験研究費として認めました。

カリフォルニア州 : ユニタリー認定を覆す 判決

カリフォルニア州ロサンゼルス郡高等裁判所は、ケーブルテレビ会社とテレビショッピングチャンネルを運営する子会社が共同で単一事業(ユニタリー・ビジネス)を営んでおり、合算申告を行うべきか否かに関する判決を下しました。

裁判所は、ケーブルテレビ会社と同社が株 式の過半数を所有するテレビショッピング 会社がユニタリー・ビジネスを営んでいる か否かを判断するため、ユニタリー・ビジ ネスの3つの特徴とされている集中的マネ ージメント、機能的統合、規模の経済の有 無を検証しました。主に両社の役員からの 証言に基づき、裁判所は、ケーブルテレビ 会社がテレビショッピング会社の株式の過 半数を取得した後も、ケーブルテレビ会社 がテレビショッピング会社をコントロール したり、その経営に影響を与えた形跡はな いと認定しました。また、機能の統合を試 みたこともなく、事業内容が異なるため、共 同購入によるコスト節減メリットも見込ま れないことから、機能的統合や規模の経済 も存在しないと結論づけています。

次に、裁判所は、両社間の放映契約がユニタリー・ビジネスの下敷きになっているとの州税務当局(FTB)の主な主張を検証しましたが、当該契約はケーブルテレビ会社がテレビショッピング会社の株式の過半数を取得する前に締結されており、テレビショッピング会社が他のケーブルテレビや衛星放送会社に提供しているのと同様の第三者間での契約条件を反映したもので、ケーブルテレビ会社により多くの番組を提供する等の特別な優遇はなされていませんでした。

また、裁判所は、結婚式のプラニングのウェブサイトを運営する両社間のジョイント・ベンチャーがユニタリー・ビジネスの存在

の証明であるとの当局の主張についても、 ジョイント・ベンチャーはユニタリー・ビジネスの認定を回避するために別会社として 設立されており、両社間にユニタリー・ビジネスは存在しないとの判断を下しました。

上院財政委員長がIRS長官の失効条項の 復活要請に回答

10月7日、連邦議会上院財政委員会のロン・ワイデン委員長(民主党、オレゴン州選出)は、コスキネンIRS長官からの書簡に回答し、失効した税務関連の時限立法条項を復活させるため、議会は早急にアクションを取る必要があるとコメントしました。財政委員会発表のステートメントによれば、議会での対応がおくれていることで「多大なダメージを伴う不確実性」が生じているとしています。

IRS長官は、時限立法条項の失効により、大きな不確実性が生じており、議会が11月までに明確な方針を打ち出すことができなければ、2015年の確定申告シーズンに多大な影響が出ることは避けられないとの公開書簡を上院財政委員長宛に送っています。この書簡によれば、議会が2015年に入ってから2014年に遡って税法改納税行えば、IRSの業務が中断し、多くの納税者が修正申告を強いられ、還付金の発行に大幅な遅れが出る等、申告手続や申告書の処理により深刻な支障が出ると警告しています。

2014年9月

「コーポレート・インバージョン」対策に関す る公告

9月22日、財務省は、米国企業が外国企 業との合併により税率の低い外国に本社を 移転する「コーポレート・インバージョン」 のメリットを低減させ、可能な限りこれら を防止することを目的とした対策を導入 する公告(IRS Notice 2014-52)を発表 しました。この公告によれば、財務省お よびIRSは、①合併後の外国法人親会社 が、米国法人支配下にあった外国法人子会 社(以下「CFC」)の現金や事業に税負担な く手をつけることを制限する、②内国歳入 法第7874条に基づくインバージョン対策 ルールを強化し、より多くのインバージョ ン実施企業を内国法人として取り扱う、の 2つのアプローチで財務省規則を改正し、 最近急増しているコーポレート・インバー ジョンに対抗するとしています。財務省は、 「現在合併を検討している会社の中には、 本日の発表により、インバージョンの経済 的メリットを喪失するものも存在するであ ろう」とのプレスリリースを発表しています。

①CFCの現金へのアクセス制限によるインバージョンのコスト増大化

今回発表された公告によれば、2014年9月22日以降に完了したインバージョン取引については、合併後の存続法人となる多国籍企業の一定期間における本国での所得、資産、従業員の比率が25%未満であり、かつ旧米国法人親会社の株主が合併後の存続法人となる外国親会社の株式を80%未満しか保有していないため、インバージョン取引自体は有効となるものの、旧米国法人株主の存続法人株式保有比率が60%以上となっている場合には、次のルールが適用されます。

•「ホップスコッチング」対策:現行法では、 米国の親会社におけるCFCからの配当 への課税を避ける目的で、CFCが米国 の親会社や米国内の関連会社に貸付を 行ったりその株式に投資した場合、これ らの米国資産への投資はCFCから米国 親会社への課税対象となる配当として 取り扱われます。しかしながら、インバー ジョン後に、CFCから外国法人親会社へのローンや外国法人親会社の株式への投資があっても、米国資産への投資には該当せず、米国での課税所得の認識には繋がりません。今回の公告では、濫用防止規定の適用上、これらのローンや株式への投資も米国資産への投資として取り扱い、こうした「ホップスコッチング」取引のメリットを消滅させるとしています。

- 希薄化スキーム対策: 米国法人と外国 法人の合併後、存続会社となる外国法人 のグループは、その米国外の事業を旧米 国法人のCFCの事業と統合することが考 えられます。この統合の結果、米国法人 によるCFCの持分が希薄化し、外国法人 親会社の持分が50%を超えれば、当該 CFCはCFCとしてのステータスを失うこ とになり、米国での課税関係を引き起こ すことなく外国法人親会社がCFCの未 処分利益を回収することが可能となりま す。今回発表された公告では、外国法人 親会社によるCFCへの投資は、旧米国 法人親会社への投資と見なすとされてい ます。このため、CFCがCFCとしてのス テータスを失うことはなく、その未処分 利益の分配は米国で課税対象となり続 けます。また、新ルールでは、CFCとして のステータスは不変でも、米国株主の持 分を減少させる再編取引は、米国で課税 対象とするとしています。
- 米国親会社株売却取引への対策: 新外国法人親会社が旧米国親会社株式を CFCに売却することにより、米国での課税を回避しつつ、新外国法人親会社が CFCから現金を回収することが可能となるケースがあります。今回の公告による 新ルールには、このテクニックを禁止する規定が含まれています。

②インバージョン対策ルールの強化

• 受動的資産に係わる株式の除外:現行法では、インバージョン関連のルールの適用の可否や適用方法を決定する際には、合併する米国法人と外国法人の相対的な規模(上述の80%もしくは60%)が基準となりますが、インバージョンに関連した新規上場において発行された特定の株式は、相対的規模の計算から除外されます。また、財務省およびIRSは、財務省規則を

発行し、米国法人と合併する外国法人が現金や受動的資産(投資用資産)と引き換えに私募等により発行した株式についても除外する立場を採っています。今回の公告では、このルールをさらに拡大し、外国法人グループの資産の50%以上が受動的資産となっている場合には、受動的資産に帰属すると見なされる外国法人の株式を計算から除外するとしています。ただし、銀行その他特定の金融機関については、このルールの適用対象外となります。

- 「スキニー・ダウン」取引対策: 今回の公告により導入されたルールでは、「非通常分配額」をもって米国法人の価値を増額することが規定されています。「非通常分配額」とは、当該米国法人が当期中に行った分配額が前3年間の平均分配額の110%を上回る額と定義されています。
- 「スピンバージョン」対策: 今回の公告では、一定の状況下において、米国法人が株式や資産を外国子会社に現物出資し、当該外国子会社株式を株主に分配する取引(「スピンバージョン」)を容認している現行の財務省規則を改正し、スピンバージョンを目的とした外国子会社の設立を制限するルールが導入されています。

今回の公告によれば、財務省およびIRSは、さらなるインバージョン対策、特に貸付を通じた米国からの税源流出(すなわち、アーニングス・ストリッピング)対策を検討しており、当該対策の適用範囲に関するコメントを一般から受け付けています。また、当該対策は、原則として遡及適用されることはないものの、適用対象がインバージョン実施企業に限定される場合には、2014年9月22日以降にインバージョン取引を完了したグループに適用されるであろうと警告しています。

有形償却資産の除却に関する手続細則

9月18日、IRSは、有形償却資産の除却に係わる税務会計方針の変更に関する手続細則(Rev. Proc. 2014-54)を発表しました。この93ページに上るガイダンスは、最近発行された有形償却資産の除却に関する最終財務省規則に準拠した税務会計方針に変更する際にIRSの自動承認を取得する手続を定めたものです。

連邦会計検査院報告書:大規模パートナー シップの税務調査の効率化を提言

9月18日、連邦会計検査院(GAO)は、IRS による大規模パートナーシップの税務調査 の効率化を提言する報告書を発表しました。 この「大規模パートナーシップ:数の増加 と効率化の必要性(GAO-14-732)」と題 した報告書では、各パートナーの申告書で はなく、パートナーシップの申告書を調整

する権限をIRSに与える立法措置が望まし いと指摘されています。大規模パートナーシ ップの数は2002年から2011年にかけて 3倍以上となり、10.099社に達しています が、そのうち約3分の2は1,000名以上のパ ートナーと6階層以上の子会社群を有して おり、多くは金融・保険業界における投資 ファンドであると見られています。

2014年8月

有形資産の除却に関する財務省最終規則

有形資産の除却に関する財務省最終規則 8月14日、財務省およびIRSは、有形資産の 除却に関する財務省最終規則(T.D.9689) を発表しました。この最終規則は、修繕費 に関する規則と同時に2013年末に発表 された規則草案を大きく変更することなく 最終化したものとなっています。

規則の最終化にあたっての変更点は比較 的微細なものとなっています。特殊な状況 における除却資産の簿価に関するものが 中心となっており、例えば、建物の屋根や 空調システム等の除却に際しての簿価の算 定に関する具体的なルールが導入されて います。

資産の除却に関する最終規則は、2014年 1月1日以降に開始する課税年度に適用さ れます。ただし、2012年1月1日以降、2013 年12月31日以前に開始する課税年度につ いては、2013年に発表された規則草案も しくは2011年に発表された暫定規則の適 用を選択することができます。

連邦租税裁判所:6年間の時効の適用の可否 は、投資資産の売却価格ではなく譲渡益を基第一巡回区連邦高裁:民事訴訟における補 準に決定

8月28日、連邦租税裁判所は、総収入の25 %超の申告漏れの有無に基づき、通常3年 の時効を6年に延長するか否かを判断する 際に、「総収入」に投資資産の売却価格を 含むべきか、売却益を含むべきかが争わ れた裁判の判決を下しました(Barkett v. Commissioner, 143 T.C. No. 6)).

この裁判における納税者は、2006年と 2007年の個人所得税の申告書をそれぞれ

2007年9月17日と2008年10月2日に提 出していましたが、IRSは、申告書の提出か ら3年超6年未満を経過した2012年9月 26日に、これらの年度の更正通知を発行 しました。IRSは、これらの年度における申 告漏れは総収入の25%超となっていたた め、通常の3年ではなく、6年の時効が適用 されるべきであると主張していました。

これに対し、納税者は、更正対象となった 2006年と2007年には、投資資産をそれ ぞれ700万ドルと400万ドルで売却し、12 万3千ドルと31万4千ドルの売却益を申告 していましたが、6年の時効の適用の可否 を判断する目的では、売却益ではなく売却 価格を勘案して、総収入の25%超の申告 漏れの有無を決定すべきであると主張して いました。

連邦租税裁判所は、従来の判例を参照し、 「総収入」には、投資資産の譲渡価格では なく譲渡益のみが含まれるべきであり、納 税者の申告漏れは総収入の25%超であっ たため、6年の時効が適用されるとの判決 を下しました。

償的損害賠償の損金算入を認める

8月13日、第1巡回区連邦控訴裁判所は、 虚偽請求取締法に基づき連邦政府により 提起された民事訴訟において、懲罰的損害 賠償ではなく補償的損害賠償であると認 定された支払いに関連して5千万ドルの還 付を認めた連邦地裁の判断を支持する判 決を下しました(Fresenius Medical Care Holdings, Inc. v. United States, No.13-2144 (1st Cir. August 13, 2014))。

本件における納税者は、米国内外で人工 透析センターを運営していましたが、1993 年から1997年にかけて、内部告発者が虚 偽請求防止法に基づき複数の民事訴訟を 提起し、連邦政府も民事・刑事の両面から 納税者の連邦政府の補助金を利用した医 療プログラムに関する捜査を開始しました。 2000年、納税者は、司法取引と民事和解 を含む複雑な合意を連邦政府と締結しまし た。この合意によれば、納税者は、総額4億 8千600万ドルを連邦政府に支払い、その うち1億100万ドルを刑事罰科金とするこ とが明記される一方、残りの3億8千500 万ドルについては、民事上の和解金とされ ていました。

また、合意書上、1億100万ドルの刑事罰 科金は税務上損金不算入とすることが定 められており、民事和解金3億8千500万 ドルのうち1億9千250万ドルは税務上損 金算入可能とされている一方、残りの1億 9千250万ドルの税務トの取り扱いについ ては、政府と納税者の間で合意に至りませ んでした。

納税者は、連邦地裁で還付の訴訟を提起 し、陪審員の評決により、1億9千250万 ドルのうち9千500万ドルは損金算入可と され、5千万ドルの還付が認められました。

連邦政府は、これを不服として控訴しまし たが、第一巡回区控訴裁判所は、虚偽請 求防止法に基づく民事訴訟の和解金の税 務上の取り扱いに関する初の判断として、 政府と和解当事者との間の取り決めの有 無に拘わらず、裁判所はそれ以外の要素を 勘案して判断を下す権限を有するとして、 下級審の判決を支持しました。

イリノイ州:差別的クリック・スルー・ネクサス規定改正法案に州知事が署名

イリノイ州のクリック・スルー・ネクサス規 定に特定の変更を加える法案(上院法案 352号)がクイン州知事の署名により成 立しました。2011年に導入されたイリノイ 州のクリック・スルー・ネクサス規定では、 「イリノイ州内に事業所を有する小売業者」 の定義に、「コミッション等の対価と引き換 えにインターネット上のウェブサイトを通 じて顧客を紹介する州内の者と契約してい る小売業者(当該契約に基づく売上が年 間1万ドルを超える場合のみ)」が含まれま す。このイリノイ州の規定は、他州のクリッ ク・スルー・ネクサス規定と異なり、紹介者 との関係のみをもって州内における事業 活動を認定することはできないとの反論の 機会を小売業者に与えていませんでした。 2013年10月、イリノイ州最高裁判所は、 同州のクリック・スルー・ネクサス規定は、 インターネット・タックス・フリーダム法によ り禁止されている電子商取引に対する差別 的な税制であり、無効と認定し施行を禁止 しました。

今回成立した法案は、インターネット・タッ クス・フリーダム法上の差別的課税の問題 の解決を試みるものであり、「イリノイ州 内に事業所を有する小売業者」の定義に 含まれるのは、「販促コードを与える等の手 段で紹介による販売実績を把握し、販売 後の対価を得るために潜在的顧客を紹介 する者と契約している小売業者」と変更さ れています。販売実績の把握手段の例とし ては、紹介者のウェブサイトのリンク、郵送 や手渡しによる販促コードの配布、ラジオ や放送メディアによる販促コードの配布等 が含まれます。これにより、法案は、インタ ーネット上のみならず、オフラインでの州 内の紹介者との関係もカバーし、電子商取 引に対する差別的な課税の問題の解決を 意図しています。また、法案には、州外の小 売業者に対し、これらの紹介者との関係の みをもって州内の事業活動を認定すること に対する反論の機会も与えています。法案 には、特に発効日は明記されていないため、 州法によると自動的に2015年1月1日付で 発効することになります。

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは 各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

本文中の税務アドバイスは、弊社クライアントもしくはその他の個人や事業体が、①納税者に対して賦課される可能性があるベナルティーの回避を目的として使用することや、②調査対象事項について宣伝、マーケティング、推奨等を行うことを意図したものではなく、従ってこれらの目的には使用できません。

記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません。また、記事中の情報は全て一般的なものであり、特定の個人もしくは事業体の状況への適用を意図したものではありません。

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス **代表パートナー** 一覧

米国総括パートナー

森 和孝

T: +1 212-872-5876

E: kazutakamori@kpmg.com

アトランタ

五十嵐美恵

T: +1 404-222-3212

E: mieigarashi@kpmg.com

シカゴ

メットキャフ康子

T: +1 312-665-3409

E: ymetcalf@kpmg.com

ダラス

モーゼズ・マーク

T: +1 214-840-2434

E: mlmoses@kpmq.com

ロサンゼルス

前川武俊

T: +1 213-955-8331

E: tmaekawa@kpmg.com

ニューヨーク

野本 誠

T: +1 212-872-2190

E: mnomoto@kpmg.com

武田格生

T: +1 212-872-3094

E: ntakeda@kpmg.com

シリコン・バレー

北野幸正

T: +1 650-404-4854

E: ykitano@kpmg.com

定期受信

Jnetは在米日系企業の皆様のためにKPMGの米国グローバル・ジャパニーズ・プラクティスの専門家が会計、監査、税務、アドバイザリー、等に関する内容を執筆したニュースレター(日本語・英語)で、年4回Eメールにてお届けしています。本誌は各号の日本語版をまとめたものです。

このニュースレターのEメール定期受信及び記載された事項に関するお問い合わせは、各事務所のジャパニーズ・プラクティス担当者、あるいは us-kpmg-jp.com までご連絡ください。

KPMG グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

KPMGのグローバル・ジャパニーズ・プラクティスは、世界各国のKPMGメンバーファームに所属するプロフェッショナルのネットワークにより構成されており、共に日本企業の皆様にサービスを提供しております。 KPMG LLPのジャパニーズ・プラクティスでは、全米で約300名に及ぶバイリンガル・プロフェッショナルを擁し、米国でご活躍される日本企業の皆様に、監査、税務、アドバイザリーに関する各種サービスをご提供しております。 また、日本をはじめとする他国のメンバーファームとも緊密な協働体制を築いています。 KPMGのスペシャリストは、企業組織全体を通じた事業価値向上に貢献する客観的なアドバイスを提供致します。